

汚染土壌処理業許可証

秋田県大館市花岡町字堤沢42番地
エコシステム花岡株式会社
代表取締役 下 總 正 則

土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日	平成27年 4月 1日
許可の有効期限	平成32年 3月31日
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	エコシステム花岡株式会社 本社
汚染土壌処理施設の設置の場所	堤沢工場 秋田県大館市花岡町字堤沢57番地1ほか 最終処分場 秋田県大館市花岡町字堤沢69番地
汚染土壌処理施設の種類	1. 浄化等処理施設（浄化（抽出・分解）、不溶化） 2. 埋立処理施設
汚染土壌処理施設の処理能力	1. 浄化等処理施設（堤沢工場） ① 抽出（化学脱着：生石灰処理法） 最大100 t/h、最大548 t/d（12時間稼働） ②-1 分解（化学処理：鉄粉法） 最大100 t/h、最大548 t/d（12時間稼働） ②-2 分解（化学処理：酸化分解法） 最大100 t/h、最大548 t/d（12時間稼働） ②-3 分解（生物処理） 最大100 t/h、最大548 t/d（12時間稼働） ③ 不溶化 最大100 t/h、最大548 t/d（12時間稼働） 2. 埋立処理施設 最終処分場 面積95,000 m ² 、容量1,957,600 m ³ (230,000 m ³ ：平成29年1月時点)
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	別記のとおり
変更の内容	受け入れられる特定有害物質に加口EPLを追加。 変更許可年月日：平成29年5月29日

【別記】汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

○受け入れられる特定有害物質

1. 浄化等処理施設（受入基準濃度の設定なし）

① 抽出（化学脱着：生石灰処理法）

第一種特定有害物質（四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、*trans*-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン）

②-1 分解（化学処理：鉄粉法）

第一種特定有害物質（四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、*trans*-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、クロロエチレン）

②-2 分解（化学処理：酸化分解法）

第一種特定有害物質（四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、*trans*-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン）

②-3 分解（生物処理）

第一種特定有害物質（ベンゼン）

③ 不溶化

第二種特定有害物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物）

2. 埋立処理施設（第二溶出量基準を満たしたものに限り）

第一種特定有害物質（四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、*trans*-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロエチレン）

第二種特定有害物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物）